

新：電気設備保全業務共通仕様書 (2021年7月)	旧：電気設備保全業務共通仕様書 (2019年4月)	改訂理由	改訂内容
<p style="text-align: center;">電気設備保全業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">20<u>21</u>年<u>7</u>月</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>ひと・まち・くらしをネットワーク</p> <p><b>首都高速道路</b> 株式会社</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">電気設備保全業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">20<del>19</del>年<del>04</del>月</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>ひと・まち・くらしをネットワーク</p> <p><b>首都高速道路</b> 株式会社</p> </div> </div>		<p style="color: red;">変更</p>

新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>第1編 電気設備維持補修工事共通仕様書</p> <p>第1章 総則 ..... 1-1</p> <p>第2章 機器及び材料 ..... 1-<del>45</del><u>5</u></p> <p>第3章 電気通信設備維持業務 ..... 1-<del>49</del><u>9</u></p> <p>第4章 各種電気設備補修工事 ..... 1-<del>51</del><u>1</u></p> <p>第5章 緊急応急対策作業 ..... 1-<del>56</del><u>6</u></p> <p>第6章 積雪凍結対策作業 ..... 1-<del>61</del><u>1</u></p> <p>資料編 ..... 1-<del>64</del><u>4</u></p>	<p>第1編 電気設備維持補修工事共通仕様書</p> <p>第1章 総則 ..... 1-1</p> <p>第2章 機器及び材料 ..... 1-<del>44</del></p> <p>第3章 電気通信設備維持業務 ..... 1-<del>48</del></p> <p>第4章 各種電気設備補修工事 ..... 1-<del>50</del></p> <p>第5章 緊急応急対策作業 ..... 1-<del>55</del></p> <p>第6章 積雪凍結対策作業 ..... 1-<del>60</del></p> <p>資料編 ..... 1-<del>63</del></p>		<p>変更</p>

新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
第1章 総 則	第1章 総 則		
<p>1.1.2 用語の定義</p> <p>25 連絡</p> <p>連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、<b>補修</b>契約書第 16 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p>	<p>1.1.2 用語の定義</p> <p>25 連絡</p> <p>連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第 <del>18</del> 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの<b>署名または押印が不要な手段</b>により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書の改正反映</li> <li>・ 文言の修正（国交省準拠）</li> </ul>	<p><b>変更</b></p>

<p><b>1.1.6 遵守すべき法令等</b></p> <p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1)会計法（<a href="#">令和元年5月改正 法律第16号</a>）</p> <p>(2)建設業法（<a href="#">令和元年6月改正 法律第37号</a>）</p> <p>(3)下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）</p> <p>(4)労働基準法（<a href="#">令和2年3月改正 法律第14号</a>）</p> <p>(5)労働安全衛生法（<a href="#">令和元年6月改正 法律第37号</a>）</p> <p>(6)作業環境測定法（<a href="#">令和元年6月改正 法律第37号</a>）</p> <p>(7)じん肺法（平成30年7月改正 法律第71号）</p> <p>(8)雇用保険法（<a href="#">令和2年3月改正 法律第14号</a>）</p> <p>(9)労働者災害補償保険法（<a href="#">令和2年3月改正 法律第14号</a>）</p> <p>(10)健康保険法（<a href="#">令和2年3月改正 法律第8号</a>）</p> <p>(11)中小企業退職金共済法（<a href="#">令和元年5月改正 法律第16号</a>）</p> <p>(12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律（<a href="#">令和2年3月改正 法律第14号</a>）</p> <p>(13)出入国管理及び難民認定法（<a href="#">令和元年12月改正 法律第63号</a>）</p> <p>(14)道路法（<a href="#">令和2年5月改正 法律第31号</a>）</p> <p>(15)道路交通法（<a href="#">令和2年6月改正 法律第42号</a>）</p> <p>(16)道路運送法（<a href="#">令和2年6月改正 法律第36号</a>）</p> <p>(17)道路運送車両法（<a href="#">令和元年6月改正 法律第37号</a>）</p> <p>(18)砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）</p> <p>(19)地すべり等防止法（平成29年6月改正 法律第45号）</p> <p>(20)河川法（平成29年6月改正 法律第45号）</p> <p>(21)海岸法（平成30年12月改正 法律第95号）</p> <p>(22)港湾法（<a href="#">令和元年12月改正 法律第68号</a>）</p> <p>(23)港則法（平成28年5月改正 法律第42号）</p> <p>(24)漁港漁場整備法（平成30年12月改正 法律第95号）</p> <p>(25)下水道法（平成27年5月改正 法律第22号）</p> <p>(26)航空法（<a href="#">令和2年6月改正 法律第61号</a>）</p> <p>(27)公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号）</p> <p>(28)軌道法（平成29年6月改正 法律第45号）</p> <p>(29)森林法（<a href="#">令和2年6月改正 法律第41号</a>）</p> <p>(30)環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）</p> <p>(31)火薬類取締法（<a href="#">令和元年6月改正 法律第37号</a>）</p> <p>(32)大気汚染防止法（<a href="#">令和2年6月改正 法律第39号</a>）</p> <p>(33)騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）</p> <p>(34)水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号）</p> <p>(35)湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）</p> <p>(36)振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）</p> <p>(37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（<a href="#">令和元年6月改正 法律第37号</a>）</p> <p>(38)文化財保護法（<a href="#">令和2年6月改正 法律第41号</a>）</p> <p>(39)砂利採取法（平成27年6月改正 法律第50号）</p> <p>(40)電気事業法（<a href="#">令和2年6月改正 法律第49号</a>）</p> <p>(41)消防法（平成30年6月改正 法律第67号）</p>	<p><b>1.1.6 遵守すべき法令等</b></p> <p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1)会計法（<del>平成18年6月改正 法律第53号</del>）</p> <p>(2)建設業法（<del>平成26年6月改正 法律第69号</del>）</p> <p>(3)下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）</p> <p>(4)労働基準法（<del>平成27年5月改正 法律第31号</del>）</p> <p>(5)労働安全衛生法（<del>平成29年5月改正 法律第41号</del>）</p> <p>(6)作業環境測定法（<del>平成26年6月改正 法律第82号</del>）</p> <p>(7)じん肺法（平成26年6月改正 法律第82号）</p> <p>(8)雇用保険法（<del>平成28年6月改正 法律第63号</del>）</p> <p>(9)労働者災害補償保険法（<del>平成27年5月改正 法律第17号</del>）</p> <p>(10)健康保険法（<del>平成30年7月改正 法律第79号</del>）</p> <p>(11)中小企業退職金共済法（<del>平成28年6月改正 法律第66号</del>）</p> <p>(12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律（<del>平成30年7月改正 法律第71号</del>）</p> <p>(13)出入国管理及び難民認定法（<del>平成28年11月改正 法律第89号</del>）</p> <p>(14)道路法（<del>平成30年3月改正 法律第6号</del>）</p> <p>(15)道路交通法（<del>平成29年6月改正 法律第52号</del>）</p> <p>(16)道路運送法（<del>平成28年12月改正 法律第106号</del>）</p> <p>(17)道路運送車両法（<del>平成29年5月改正 法律第40号</del>）</p> <p>(18)砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）</p> <p>(19)地すべり等防止法（平成26年6月改正 法律第69号）</p> <p>(20)河川法（平成29年5月改正 法律第31号）</p> <p>(21)海岸法（平成26年6月改正 法律第69号）</p> <p>(22)港湾法（<del>平成29年6月改正 法律第55号</del>）</p> <p>(23)港則法（平成28年5月改正 法律第42号）</p> <p>(24)漁港漁場整備法（平成26年6月改正 法律第69号）</p> <p>(25)下水道法（平成27年5月改正 法律第22号）</p> <p>(26)航空法（<del>平成28年5月改正 法律第51号</del>）</p> <p>(27)公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号）</p> <p>(28)軌道法（平成18年3月改正 法律第19号）</p> <p>(29)森林法（<del>平成30年6月改正 法律第35号</del>）</p> <p>(30)環境基本法（平成26年5月改正 法律第46号）</p> <p>(31)火薬類取締法（<del>平成27年6月改正 法律第50号</del>）</p> <p>(32)大気汚染防止法（<del>平成27年6月改正 法律第41号</del>）</p> <p>(33)騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）</p> <p>(34)水質汚濁防止法（平成28年5月改正 法律第47号）</p> <p>(35)湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）</p> <p>(36)振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）</p> <p>(37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（<del>平成29年6月改正 法律第61号</del>）</p> <p>(38)文化財保護法（<del>平成26年6月改正 法律第69号</del>）</p> <p>(39)砂利採取法（平成27年6月改正 法律第50号）</p> <p>(40)電気事業法（<del>平成28年6月改正 法律第59号</del>）</p> <p>(41)消防法（平成27年9月改正 法律第66号）</p>	<p>・法令等の改正 反映</p> <p><b>変更</b></p>
--	---	--

新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
			(略)
<p><b>1.1.7 書類の提出</b></p> <p>1 受注者は、提出書類を当社制定の「工事関係様式集」及び「電子納品等運用マニュアル」に基づいて、提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、書類を提出するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、提出しなければならない。ただし、電子データを電子データにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが原本に代わるものとする。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(1) 請負代金額に係る書類  (2) 請負代金代理受領承諾書  (3) 遅延利息請求書  (4) 監督職員に関する措置請求に係る書類  (5) その他現場説明の際に指定した書類</p>	<p><b>1.1.7 書類の提出</b></p> <p>1 受注者は、提出書類を当社制定の「工事関係様式集」及び「電子納品等運用ガイドライン」に基づいて、提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、書類を提出するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、提出しなければならない。ただし、電子データを電子データにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが原本に代わるものとする。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(1) 請負代金額に係る書類  (2) 請負代金代理受領承諾書  (3) 遅延利息請求書  (4) 監督職員に関する措置請求に係る書類  (5) その他現場説明の際に指定した書類</p>	<p>・諸基準類の改訂反映</p>	<p><u>変更</u></p>
<p><b>1.1.8 受注者相互の協力</b></p> <p>1 受注者は、監督職員と相互に協力し、適切かつ合理的な方法により維持補修工事を安全かつ速やかに完成しなければならない。</p> <p>2 受注者は、維持補修契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、ガス施設等の工事及び国、都、県、区市町村またはその他の公共団体の施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。</p>	<p><b>1.1.8 受注者相互の協力</b></p> <p>1 受注者は、監督職員と相互に協力し、適切かつ合理的な方法により維持補修工事を安全かつ速やかに完成しなければならない。</p> <p>2 受注者は、維持補修契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、ガス施設等の工事及び国、都、県、区市町村またはその他の公共団体の施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。</p>	<p>・記述の整理</p>	<p><u>変更</u></p>
			(略)
<p><b>1.1.13 工事の下請負</b></p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。  (2) 下請負人が当社の競争参加資格者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。  <u>(3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請け契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</u></p>	<p><b>1.1.13 工事の下請負</b></p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。<del>なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</del></p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。  (2) 下請負人が当社の競争参加資格者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。  <del>(3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</del></p>	<p>・文言の修正  (国交省準拠)</p>	<p><u>追加</u></p>
			(略)

新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>1.1.14 施工体制台帳等</p> <p>1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、施工体制台帳等通知書により施工体制台帳の写しを提出しなければならない。</p> <p><u>なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。</u></p> <p>2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。</p> <p>(1) 建設業法第24条の8第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項</p> <p>(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名</p> <p>(3) 監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真</p> <p>(4) 一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期</p> <p>3 第1項の請負者は、国土交通省令に従って各下請負者の施工の分担関係を表示した「施工体系図」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項の請負者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び専門技術者(専任している場合に限る)に、工事現場内において工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図-1.1を標準とする。</p> <div data-bbox="454 867 937 1108" data-label="Image"> </div> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 [注2] 所属会社の社印とする。</p> <p>図-1.1 名札の標準図</p> <p>5 第1項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに提出しなければならない。</p>	<p>1.1.14 施工体制台帳等</p> <p>1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、施工体制台帳等通知書により施工体制台帳の写しを提出しなければならない。</p> <p>2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。</p> <p>(1) 建設業法第<del>二</del>十四条の<del>七</del>第<del>一</del>項及び建設業法施行規則第<del>十</del>四条の<del>二</del>に掲げる事項</p> <p>(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名</p> <p>(3) 監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真</p> <p>(4) 一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期</p> <p>3 第1項の請負者は、国土交通省令に従って各下請負者の施工の分担関係を表示した「施工体系図」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項の請負者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び専門技術者(専任している場合に限る)に、工事現場内において工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図-1.1を標準とする。</p> <div data-bbox="1665 825 2148 1066" data-label="Image"> </div> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 [注2] 所属会社の社印とする。</p> <p>図-1.1 名札の標準図</p> <p>5 第1項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに提出しなければならない。</p>	<p>・法令等の改正反映</p> <p>・文言の修正(国交省準拠)</p>	<p>変更</p>
			(略)

新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>1.1.15 監督職員の権限及びその行使</b></p> <p>1 総括監督員</p> <p>(1) 総括監督員は、維持補修契約書第7条第2項に規定する権限を有する。</p> <p>(2) 総括監督員は、決定、指示または協議において、当社の判断を行う者である。</p> <p>(3) 総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を通知するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。</p> <p>(4) 総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げるほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 維持補修契約書第2条の規定に基づき行う関連工事の調整</p> <p>ロ 維持補修契約書第6条の規定に基づき行う受任者または下請負人の通知の請求</p> <p>ハ 維持補修契約書第8条第1項の規定に基づく通知の受理</p> <p>ニ 維持補修契約書第9条の規定に基づき行われる履行報告の受理</p> <p>ホ 維持補修契約書第13条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づき行う貸与品の取扱い</p> <p>ヘ 維持補修契約書第14条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分または補修基地の修復若しくは取片付け</p> <p>ト 維持補修契約書第14条第5項の規定に基づき行う受注者のとるべき措置の期限、方法等の決定</p> <p>チ 維持補修契約書第16条第3項の規定に基づき行う調査結果の通知</p> <p>リ 維持補修契約書第18条の規定に基づき行う工事の全部または一部の施工の一時中止の通知</p> <p>ヌ 維持補修契約書第21条第2項の規定に基づき行う指示工期変更の受発注者協議開始日の通知</p> <p>ル 維持補修契約書第23条第2項の規定に基づき行う契約単価の変更の受発注者協議開始日の通知</p> <p>ヲ 維持補修契約書第24条第3項の規定に基づく契約単価の変更の受発注者協議が整わない場合の契約単価の通知</p> <p>ヰ 維持補修契約書第28条第1項の規定に基づき行う不可抗力による損害の報告受領</p> <p>カ 維持補修契約書第28条第2項の規定に基づき行う不可抗力による損害の状況確認及び結果の通知</p>	<p><b>1.1.15 監督職員の権限及びその行使</b></p> <p>1 総括監督員</p> <p>(1) 総括監督員は、維持補修契約書第7条第2項に規定する権限を有する。</p> <p>(2) 総括監督員は、決定、指示または協議において、当社の判断を行う者である。</p> <p>(3) 総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を通知するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。</p> <p>(4) 総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げるほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 維持補修契約書第2条の規定に基づき行う関連工事の調整</p> <p>ロ 維持補修契約書第6条の規定に基づき行う受任者または下請負人の通知の請求</p> <p>ハ 維持補修契約書第8条第1項の規定に基づく通知の受理</p> <p>ニ 維持補修契約書第9条の規定に基づき行われる履行報告の受理</p> <p>ホ 維持補修契約書第13条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づき行う貸与品の取扱い</p> <p>ヘ 維持補修契約書第14条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分または補修基地の修復若しくは取片付け</p> <p>ト 維持補修契約書第14条第5項の規定に基づき行う受注者のとるべき措置の期限、方法等の決定</p> <p>チ 維持補修契約書第16条第3項の規定に基づき行う調査結果の通知</p> <p>リ 維持補修契約書第18条の規定に基づき行う工事の全部または一部の施工の一時中止の通知</p> <p>ヌ 維持補修契約書第21条第2項の規定に基づき行う指示工期変更の受発注者協議開始日の通知</p> <p>ル 維持補修契約書第22条第2項の規定に基づき行う契約単価の変更の受発注者協議開始日の通知</p> <p>ヲ 維持補修契約書第23条第3項の規定に基づく契約単価の変更の受発注者協議が整わない場合の契約単価の通知</p> <p>ヰ 維持補修契約書第27条第1項の規定に基づき行う不可抗力による損害の報告受領</p> <p>カ 維持補修契約書第27条第2項の規定に基づき行う不可抗力による損害の状況確認及び結果の通知</p>	<p>・契約書の改正 反映</p>	<p><u>変更</u></p>
			<p>(略)</p>
<p><b>1.1.16 現場代理人及び主任技術者等</b></p> <p>1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者（以下「主任技術者」という。）または専任の監理技術者（以下「監理技術者」という。）、専門技術者、を定め、契約締結後14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に「経歴書」を添えて提出しなければならない。</p> <p>2 維持補修契約書第8条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者または監理技術者は受注者に所属する者とする。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>3 受注者は、入札前に技術資料を提出した工事にあつては現場代理人、主任技術者または監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。</p> <p>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、現場代</p>	<p><b>1.1.16 現場代理人及び主任技術者等</b></p> <p>1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者（以下「主任技術者」という。）または専任の監理技術者（以下「監理技術者」という。）、専門技術者、を定め、契約締結後14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に「経歴書」を添えて提出しなければならない。</p> <p>2 維持補修契約書第8条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者または監理技術者は受注者に所属する者とする。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>3 受注者は、入札前に技術資料を提出した工事にあつては現場代理人、主任技術者または監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。</p> <p>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、現場代</p>		

新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>理人等の「変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに、特殊な事情により変更しようとする場合にあっては、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。</p> <p>(1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合</p> <p>(2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合</p> <p>(3) 契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>4 受注者は、第1項の現場代理人等を変更した場合は、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、第1項の現場代理人、主任技術者または監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、建設業法第26条の規定によるほか、軽微な工事を除き、次のいずれかの資格を有する者を選定しなければならない。</p> <p>(1) 現場代理人 建設業法第19条の2に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。</p> <p>(2) 主任技術者 建設業法第26条に規定する者で、軽微な工事を除きイまたはロに掲げる資格を有する者を選定すること。</p> <p>イ 建設業法第27条及び建設業法施行令第27条の3の規定による技術検定のうち、1級または2級の電気工事施工管理に関する検定種目に合格した者</p> <p>ロ 技術士法第6条及び技術士法施行規則第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門または電気電子部門に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者</p> <p>ハ 電気工事士法第6条及び電気工事士法施行令第7条の規定による試験に合格し、かつ、3年以上の実務経験を経た者</p> <p>ニ 電気事業法第45条及び電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第6条の規定による試験に合格し、かつ、5年以上の実務経験を経た者</p> <p>(3) 監理技術者 建設業法第26条第2項に規定する技術者</p> <p>(4) 専門技術者 建設業法第26条の2に規定する技術者</p> <p>6 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を携帯しなければならない。監督職員から提示を求められたときは、これに従わなければならない。</p>	<p>理人等の「変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに、特殊な事情により変更しようとする場合にあっては、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。</p> <p>(1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合</p> <p>(2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合</p> <p>(3) 契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>4 受注者は、第1項の現場代理人等を変更した場合は、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、第1項の現場代理人、主任技術者または監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、建設業法第26条の規定によるほか、軽微な工事を除き、次のいずれかの資格を有する者を選定しなければならない。</p> <p>(1) 現場代理人 建設業法第19条の2に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。</p> <p>(2) 主任技術者 建設業法第26条に規定する者で、軽微な工事を除きイまたはロに掲げる資格を有する者を選定すること。</p> <p>イ 建設業法第27条及び建設業法施行令第27条の3の規定による技術検定のうち、1級または2級の電気工事施工管理に関する検定種目に合格した者</p> <p>ロ 技術士法第6条及び技術士法施行規則第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門または電気電子部門に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者</p> <p>ハ 電気工事士法第6条及び電気工事士法施行令第7条の規定による試験に合格し、かつ、3年以上の実務経験を経た者</p> <p>ニ 電気事業法第45号及び電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第6条の規定による試験に合格し、かつ、5年以上の実務経験を経た者</p> <p>(3) 監理技術者 建設業法第26条第2項に規定する技術者</p> <p>(4) 専門技術者 建設業法第26条の2に規定する技術者</p> <p>6 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を携帯しなければならない。監督職員から提示を求められたときは、これに従わなければならない。</p>		
1.1.27 不可抗力による損害	1.1.27 不可抗力による損害	・契約書の改正	変更



新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>維持補修契約書第28条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 降雨に起因する場合で次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上のとき。</p> <p>ロ 1時間雨量（任意の連続60分における雨量をいう。）が20mm以上のとき。</p> <p>ハ その他設計図書で定める基準</p> <p>(2) 強風に起因する場合</p> <p>最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上であった場合。</p> <p>(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合</p> <p>地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。</p>	<p>維持補修契約書第27条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 降雨に起因する場合で次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上のとき。</p> <p>ロ 1時間雨量（任意の連続60分における雨量をいう。）が20mm以上のとき。</p> <p>ハ その他設計図書で定める基準</p> <p>(2) 強風に起因する場合</p> <p>最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上であった場合。</p> <p>(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合</p> <p>地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。</p>	反映	
			(略)
<p><b>1.1.28 損害範囲の認定</b></p> <p>維持補修契約書第28条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、維持補修契約書第25条及び第5節に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責めによるとされるものをいう。</p>	<p><b>1.1.28 損害範囲の認定</b></p> <p>維持補修契約書第27条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、維持補修契約書第24条及び第5節に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責めによるとされるものをいう。</p>	<p>・契約書の改正</p> <p>反映</p>	変更
			(略)

新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>1.1.29 工事の完成</p> <p>1 受注者は、施工指示書に係る工事が完成したときは、維持補修契約書第 29 条第 1 項の規定に基づき、直ちに「工事完成届」を提出しなければならない。</p> <p>2 工事の完成日とは工事が完成した日をいい、工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 施工指示書により指示された工事が完成していること。</p> <p>(2) 維持補修契約書第 15 条第 1 項に基づく改造が完了していること。</p> <p>(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、設計図書に次に掲げる書類等について設計図書に特別に定められている場合または監督職員が指示する場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>イ 施工指示書（写し）</p> <p>ロ 維持補修工事書</p> <p>ハ 維持補修工事完成届</p> <p>ニ 施工計画書及び作業計画書</p> <p>ホ 実施工程表</p> <p>ヘ 工事打合せ簿</p> <p>ト 材料検査に関する書類</p> <p>チ 貸与品に関する書類</p> <p>リ 図面及び出来形図表</p> <p>ス 工事写真</p> <p>セ 材料計算書</p> <p>ゼ 管理カード</p> <p>ジ 工事完了明細報告書</p> <p>カ その他検査に必要な書類、記録等</p> <p>3 維持補修契約書第 32 条第 3 項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ維持補修契約書第 29 条第 2 項及び第 6 項に規定するものをいう。</p> $\text{遅延日数} = (\text{工事完成届受領日} - \text{指示工期末日}) + (\text{修補完了通知書受領日} - \text{不合格の通知日})$ <p>4 受注者は、工事が完成したときは管理カードを作成し、電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。</p> <p>5 受注者は、工事が完成したときは自らの費用により工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託、または請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書の作成・提出が不要な場合は、監督職員からの指示を行う。</p> <p>6 受注者は 1.8.2 に掲げるしゅん功検査を受検し、合格した場合は「引渡書」とともに工事目的物を引渡すものとする。</p>	<p>1.1.29 工事の完成</p> <p>1 受注者は、施工指示書に係る工事が完成したときは、維持補修契約書第 28 条第 1 項の規定に基づき、直ちに「工事完成届」を提出しなければならない。</p> <p>2 工事の完成日とは工事が完成した日をいい、工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 施工指示書により指示された工事が完成していること。</p> <p>(2) 維持補修契約書第 15 条第 1 項に基づく改造が完了していること。</p> <p>(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、設計図書に次に掲げる書類等について設計図書に特別に定められている場合または監督職員が指示する場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>イ 施工指示書（写し）</p> <p>ロ 維持補修工事書</p> <p>ハ 維持補修工事完成届</p> <p>ニ 施工計画書及び作業計画書</p> <p>ホ 実施工程表</p> <p>ヘ 工事打合せ簿</p> <p><del>ト 工事週報等</del></p> <p>チ 材料検査に関する書類</p> <p>リ 貸与品に関する書類</p> <p>ス 図面及び出来形図表</p> <p><del>セ 現場検査カード</del></p> <p>ゼ 工事写真</p> <p>ジ 材料計算書</p> <p>カ 管理カード</p> <p>ク 工事完了明細報告書</p> <p>ク その他検査に必要な書類、記録等</p> <p>3 維持補修契約書第 32 条第 3 項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ維持補修契約書第 28 条第 2 項及び第 6 項に規定するものをいう。</p> $\text{遅延日数} = (\text{工事完成届受領日} - \text{指示工期末日}) + (\text{修補完了通知書受領日} - \text{不合格の通知日})$ <p>4 受注者は、工事が完成したときは管理カードを作成し、電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。</p> <p>5 受注者は、工事が完成したときは自らの費用により工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託、または請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書の作成・提出が不要な場合は、監督職員からの指示を行う。</p> <p>6 受注者は 1.8.2 に掲げるしゅん功検査を受検し、合格した場合は「引渡書」とともに工事目的物を引渡すものとする。</p>	<p>・契約書の改正 反映</p> <p>・一般工事と同様、工事週報等、現場検査カードの廃止</p>	<p><u>変更</u></p>

新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>1.1.30 工事のしゅん功</b></p> <p>工事のしゅん功日とは施工指示書により指示された全ての工事が完了した日をいい、工事のしゅん功とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 施工指示書により指示されたすべての補修工事が完成していること。</p> <p>(2) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。また、しゅん功図書については、「電子納品等運用マニユアル」に基づき完了していること。ただし、設計図書に次に掲げる書類等の提出方法が特別に定められている場合は、その定めに従わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 補修契約書（写し）及び工事請負現場説明書（写し）</li> <li>ロ 契約単価表（写し）</li> <li>ハ 施工指示書（写し）</li> <li>ニ 維持補修工事書</li> <li>ホ 維持補修工事完成届</li> <li>ヘ 施工計画書及び作業計画書</li> <li>ト 実施工程表</li> <li>チ 工事打合せ簿</li> <li>リ 材料検査に関する書類</li> <li>ル 貸与品に関する書類</li> <li>レ 出来形図表</li> <li>ロ 工事写真</li> <li>リ 材料計算書</li> <li>カ 管理カード</li> <li>コ その他検査に必要な書類、記録等</li> </ul>	<p><b>1.1.30 工事のしゅん功</b></p> <p>工事のしゅん功日とは施工指示書により指示された全ての工事が完了した日をいい、工事のしゅん功とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 施工指示書により指示されたすべての補修工事が完成していること。</p> <p>(2) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。また、しゅん功図書については、「電子納品等運用ガイドライン」に基づき完了していること。ただし、設計図書に次に掲げる書類等の提出方法が特別に定められている場合は、その定めに従わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 補修契約書（写し）及び工事請負現場説明書（写し）</li> <li>ロ 契約単価表（写し）</li> <li>ハ 施工指示書（写し）</li> <li>ニ 維持補修工事書</li> <li>ホ 維持補修工事完成届</li> <li>ヘ 施工計画書及び作業計画書</li> <li>ト 実施工程表</li> <li>チ 工事打合せ簿</li> <li><del>リ 工事週報等</del></li> <li>ル 材料検査に関する書類</li> <li>レ 貸与品に関する書類</li> <li>ロ 出来形図表</li> <li><del>リ 現場検査カード</del></li> <li>カ 工事写真</li> <li>コ 材料計算書</li> <li>ク 管理カード</li> <li>ク その他検査に必要な書類、記録等</li> </ul>	<p>・ 諸基準類の改訂反映</p> <p>・ 一般工事と同様現場検査カードの廃止</p>	<p>(略)</p> <p><b>変更</b></p>
			<p>(略)</p>
<p><b>1.1.32 部分使用</b></p> <p>交通規制のもとで施工された工事目的物の全部または一部を、交通規制解除により使用するときは、監督職員の出来形検査を省略することができる。ただし、維持補修契約書第15条及び第29条の規定は適用するものとする。なお、交通の用に供することにより受注者に損害を及ぼしたときは、発注者が損害を賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰する欠陥があった場合は、受注者の負担でこれを修復しなければならない。</p>	<p><b>1.1.32 部分使用</b></p> <p>交通規制のもとで施工された工事目的物の全部または一部を、交通規制解除により使用するときは、監督職員の出来形検査を省略することができる。ただし、維持補修契約書第15条及び第28条の規定は適用するものとする。なお、交通の用に供することにより受注者に損害を及ぼしたときは、発注者が損害を賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰する欠陥があった場合は、受注者の負担でこれを修復しなければならない。</p>	<p>・ 契約書の改正反映</p>	<p><b>変更</b></p>
			<p>(略)</p>

新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>1.1.37 守秘義務</b></p> <p>1 受注者は、補修契約書第1条第4項の規定により、個人情報及び業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、業務の実施過程で知り得た秘密には、当社から貸与した図面及びその他関係資料を含むものとする。</p> <p>2 受注者は、個人情報及び業務の実施過程で知り得た秘密を業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>3 受注者は、特記仕様書に定めるもののほか、個人情報及び業務の実施過程で知り得た秘密の漏えい、滅失、改ざん、盗用又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の適切な管理に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 受注者は、漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知った時は、速やかに発注者に報告し、受注者の責任において適切な措置を講じなければならない。</p> <p>5 受注者は、保有する個人情報及び業務の実施過程で知り得た秘密が記載又は記録された文書及び電子媒体について、契約の終了後又は解除後速やかに発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</p> <p>6 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、1.1.36第1項の承諾を受けた場合は、この限りではない。</p> <p>7 守秘義務に係る規定は、契約の終了後又は解除後においても有効とする。</p>		<p>・貸与した図面や資料の扱いを追加</p>	<p><u>追加</u></p>
<p><b>1.1.38 しゅん功図書</b></p> <p>1 受注者は、表1.1の工事内容の各区分に基づきしゅん功図書を作成し、納品しなければならない。ただし、設計図書にしゅん功図書の作成方法について、特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社が完成した工事目的物を第三者に引き渡すため、しゅん功図書の作成方法を設計図書に定めるときまたは監督職員が指示したときは、受注者は、その指示に従わなければならない</p>	<p><b>1.1.37 しゅん功図書</b></p> <p>1 受注者は、表1.1の工事内容の各区分に基づきしゅん功図書を作成し、納品しなければならない。ただし、設計図書にしゅん功図書の作成方法について、特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社が完成した工事目的物を第三者に引き渡すため、しゅん功図書の作成方法を設計図書に定めるときまたは監督職員が指示したときは、受注者は、その指示に従わなければならない</p>	<p>・諸基準類の改訂反映</p>	<p><u>変更</u></p>
<p><b>1.1.39 コリンズ（CORINS）への登録</b></p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として工事実績データをコリンズから監督職員にメール送信し、「登録のための確認のお願い」にて監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時には変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。なお変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。</p> <p>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	<p><b>1.1.38 コリンズ（CORINS）への登録</b></p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として工事実績データを作成し、「登録のための確認のお願い」にて監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時には変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p><del>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</del></p> <p>また、登録機関への実績登録が完了した際には、「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかにその写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	<p>・文言の修正（国交省準拠）</p>	<p><u>変更</u></p>

新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>1.1.40 建設副産物</p> <p>1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達 平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について、（建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日）、建設汚泥の再利用に関するガイドライン（国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員が請求したときは、遅滞なく提示しなければならない。</p> <p>3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ<b>提出</b>すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の<b>提出</b>に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>7 受注者は、建設廃棄物の処理にあたっては、工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を提出しなければならない。なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。</p> <p>8 受注者は、発生材のうちPCBを含む電気機器については、特別管理産業廃棄物として、以下のとおり処理すること。</p> <p>(1) PCBが飛散、流出及び地下への浸透等がないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完成後、監督職員に引渡すこと。</p> <p>(2) PCBを含む機器類の取扱い作業は、必ず補修基地内で行い、補修基地外搬出はしない。</p> <p>(3) PCBを含む機器の取扱いについては、(1)及び(2)によるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によるものとする。</p> <p>9 受注者は、<u>「建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律」</u>第10条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法第12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載のうへ、説明しなければならない。</p>	<p>1.1.39 建設副産物</p> <p>1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達 平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について、（建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日）、建設汚泥の再利用に関するガイドライン（国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員が請求したときは、遅滞なく提示しなければならない。</p> <p>3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ<b>提出</b>すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の<b>提出</b>に代わるものとする。<del>なお、</del>これによりがたい場合には、監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>7 受注者は、建設廃棄物の処理にあたっては、工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を提出しなければならない。なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。</p> <p>8 受注者は、発生材のうちPCBを含む電気機器については、特別管理産業廃棄物として、以下のとおり処理すること。</p> <p>(1) PCBが飛散、流出及び地下への浸透等がないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完成後、監督職員に引渡すこと。</p> <p>(2) PCBを含む機器類の取扱い作業は、必ず補修基地内で行い、補修基地外搬出はしない。</p> <p>(3) PCBを含む機器の取扱いについては、(1)及び(2)によるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によるものとする。</p> <p>9 受注者は、建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律<del>（平成12年法律第104号）</del><del>第10条</del>に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法第12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載し、<del>監督職員に提出</del>のうへ、説明しなければならない。</p>	<p>・文言の修正 （国交省準拠）</p>	<p><u>変更</u></p>

新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>1.1.41 過積載等の防止</b></p> <p>1 受注者は、ダンプカー等大型の工事用資材及び機械などの運搬を伴う工事については、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法及び車両制限令に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、施工計画書に搬送計画を記載しなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交通法」第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>3 受注者は、土砂、資材等の運搬に当たっては、ダンプカー等の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。</p> <p>(2) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。</p> <p>(3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</p> <p>(4) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。</p> <p>(5) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。</p> <p>(6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。</p> <p>(7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。</p> <p>(8) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>(9) 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプカー等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p> <p>(10) 以上のことにつき、下請負契約における受任者を指導すること。</p>	<p><b>1.1.40 過積載等の防止</b></p> <p>1 受注者は、ダンプカー等大型の工事用資材及び機械などの運搬を伴う工事については、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法及び車両制限令に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、施工計画書に搬送計画を記載しなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交通法」第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>3 受注者は、土砂、資材等の運搬に当たっては、ダンプカー等の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。</p> <p>(2) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。</p> <p>(3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</p> <p>(4) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。</p> <p>(5) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。</p> <p>(6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。</p> <p>(7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。</p> <p>(8) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>(9) 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプカー等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p> <p>(10) 以上のことにつき、下請負契約における受任者を指導すること。</p>		<p><u>変更</u></p>

新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>1.1.42 特許権等</b></p> <p>1 契約書の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。受注者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法または施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを維持補修工事するための必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。</p> <p>3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p>	<p><b>1.1.41 特許権等</b></p> <p>1 契約書の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。受注者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法または施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを維持補修工事するための必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。</p> <p>3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p>		変更
<p><b>1.1.43 工事関係者に対する措置請求</b></p> <p>1 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者、専任技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	<p><b>1.1.42 工事関係者に対する措置請求</b></p> <p>1 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者、専任技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>		変更
<p><b>1.1.44 臨機の措置</b></p> <p>1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに報告しなければならない。</p> <p>2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p>	<p><b>1.1.43 臨機の措置</b></p> <p>1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに報告しなければならない。</p> <p>2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p>		変更
<p><b>1.1.45 管理カードの作成</b></p> <p>受注者は、「施工指示書」毎の工事が完成したときは、必要に応じて当社制定の保全情報管理システム管理カード作成仕様書に基づき、自らの費用により管理カードを作成し、しゅん功検査日までに主任監督員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、カードの作成を第三者に委託または請け負わせてはならない。</p>	<p><b>1.1.44 管理カードの作成</b></p> <p>受注者は、「施工指示書」毎の工事が完成したときは、必要に応じて当社制定の保全情報管理システム管理カード作成仕様書に基づき、自らの費用により管理カードを作成し、しゅん功検査日までに主任監督員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、カードの作成を第三者に委託または請け負わせてはならない。</p>		変更
<p><b>1.1.46 用紙の仕様</b></p> <p>受注者は、仕様書に規定された提出書類について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された仕様の用紙を使用しなければならない。</p>	<p><b>1.1.45 用紙の仕様</b></p> <p>受注者は、仕様書に規定された提出書類について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された仕様の用紙を使用しなければならない。</p>		変更

新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>第2節 照査</b></p> <p><b>1.2.1 設計図書等の照査</b></p> <p>1 受注者は、監督職員が必要と認めた場合は、自らの負担により補修契約書第16条第1項第1号から第5号に係る設計図書等の照査を行い、計算書等照査報告書を提出しなければならない。</p> <p>2 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に設計図書の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、各種要領等については、受注者が備えるものとする。</p>	<p><b>第2節 照査</b></p> <p><b>1.2.1 設計図書等の照査</b></p> <p>1 受注者は、監督職員が必要と認めた場合は、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書等の照査を行い、計算書等照査報告書を提出しなければならない。</p> <p>2 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に設計図書の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、各種要領等については、受注者が備えるものとする。</p>	<p>・契約書の改正 反映</p>	<p><u>変更</u></p>
			<p>(略)</p>
<p><b>第4節 施工管理</b></p> <p><b>1.4.3 施工計画書</b></p> <p>1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出し、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、緊急応急作業及び積雪凍結対策作業については、別途当該各章に規定する「施工計画書」を作成するものとする。</p> <p>(1) 工事概要</p> <p>(2) 実施工程表（事前に1.4.2により、監督職員の承諾を得ること。）</p> <p>(3) 現場組織表</p> <p>(4) 主要機械</p> <p>(5) 主要資材</p> <p>(6) 施工方法（主要機械、仮設備計画、保安設備、工事用地等を含む）</p> <p>(7) 施工管理計画（品質管理、出来形管理、写真管理）</p> <p>(8) 安全管理</p> <p>(9) 緊急時の体制及び対応</p> <p>(10) 交通管理</p> <p>(11) 環境対策</p> <p>(12) 現場作業環境の整備</p> <p>(13) 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法</p> <p>(14) その他（例：ETC業務用カードの管理等）</p> <p>2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について変更施工計画書の差替えを行い、合わせて削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書を差し込んだことがわかるよう整理すること。</p> <p>3 受注者は、工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計画書または変更施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。</p>	<p><b>第4節 施工管理</b></p> <p><b>1.4.3 施工計画書</b></p> <p>1 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出し、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、緊急応急作業及び積雪凍結対策作業については、別途当該各章に規定する「施工計画書」を作成するものとする。</p> <p>(1) 工事概要</p> <p>(2) 実施工程表（事前に1.4.2により、監督職員の承諾を得ること。）</p> <p>(3) 現場組織表</p> <p><del>(4) 緊急時の体制（連絡体制含む）</del></p> <p>(5) 主要機械</p> <p>(6) 主要資材</p> <p>(7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、保安設備、工事用地等を含む）</p> <p><del>(8) 施工管理計画（品質管理、出来形管理、写真管理）</del></p> <p>(9) 安全管理</p> <p>(10) 緊急時の体制及び対応</p> <p>(11) 交通管理</p> <p>(12) 環境対策</p> <p>(13) 現場作業環境の整備</p> <p><del>(14) 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法</del></p> <p><del>(15) その他（例：ETC業務用カードの管理等）</del></p> <p>2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について変更施工計画書の差替えを行い、合わせて削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書を差し込んだことがわかるよう整理すること。</p> <p>3 受注者は、工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計画書または変更施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。</p>	<p>・文言の修正 （国交省準拠）</p> <p>・記述の整理</p>	<p><u>変更</u></p>
			<p>(略)</p>



新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>1.4.11 工事週報等</b></p> <p>1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。</p> <p>2 前項において、準備工、工場製作工等の期間は、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。この場合、省略する期間を打合せ簿により主任監督員に報告すること。ただし、主任監督員からの提出の指示があった場合にはこの限りではない。</p> <p>3 受注者は、第1項において、監督職員が認めた工事については「工事週報・立会検査願」を省略することができる。</p> <p>4 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」によるこうじの予定に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。</p>	<p><b>1.4.11 工事週報等</b></p> <p>1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。<del>なお、提出されたものを整備・保管し、しゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に確認できるようにしなければならない。</del></p> <p>2 前項において、準備工、工場製作工等の期間は、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。この場合、省略する期間を打合せ簿により主任監督員に報告すること。ただし、主任監督員からの提出の指示があった場合にはこの限りではない。</p> <p>3 受注者は、第1項において、監督職員が認めた工事については「工事週報・立会検査願」を省略することができる。</p> <p>4 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」によるこうじの予定に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。</p>	<p>・一般工事と同様、検査時の確認の廃止</p>	<p>削除</p>
			<p>(略)</p>
<p><b>1.4.13 環境保全</b></p> <p>1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。</p> <p>3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正法律第18号）」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p>5 受注者は、水中に工食用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</p> <p>6 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正 法律第50号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領第1編（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議</p>	<p><b>1.4.13 環境保全</b></p> <p>1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。</p> <p>3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p>5 受注者は、水中に工食用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</p> <p>6 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正 法律第50号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領第1編（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議</p>	<p>・記述の整理</p>	<p>変更</p>

新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成 28 年 11 月 11 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>8 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。</p> <p>(1) 東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 （平成 12 年 12 月 22 日条例第 215 号）</p> <p>(2) 神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例 （平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号）</p> <p>(3) 埼玉県：埼玉県生活環境保全条例 （平成 13 年 7 月 17 日条例第 57 号）</p> <p>(4) 千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例 （平成 14 年 3 月 26 日条例第 2 号）</p> <p>9 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種との調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</p> <p>10 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号。「グリーン購入法」という。）第 2 条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(1) グリーン購入法第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</p> <p>(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</p>	<p>するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成 28 年 11 月 11 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>8 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。</p> <p>(1) 東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 （平成 12 年 12 月 22 日条例第 215 号）</p> <p>(2) 神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例 （平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号）</p> <p>(3) 埼玉県：埼玉県生活環境保全条例 （平成 13 年 7 月 17 日条例第 57 号）</p> <p>(4) 千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例 （平成 14 年 3 月 26 日条例第 2 号）</p> <p>9 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種との調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</p> <p>10 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号。「グリーン購入法」という。）第 2 条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(1) グリーン購入法第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</p> <p>(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</p>		

<p><b>第5節 安全衛生管理</b></p> <p><b>1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者</b></p> <p>1 受注者は、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項により、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を配置した場合には、<b>1.1.16の「現場代理人</b>等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理者」という。)をあらかじめ定め、前項の<b>「現場代理人</b>等選定通知書」により提出しなければならない。</p> <p>4 前項により配置する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2の第11項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>5 受注者は、第1項及び第3項の総括安全衛生監理者等を変更したときは、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第1項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第3項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1)総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</p> <p>(2)統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第15条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)</p> <p>(3)元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>(4)元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>7 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1) 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5) 毎月1回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し、「施工計画書」のとおり工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。</p> <p>(6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。</p> <p>(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>8 統括安全衛生責任者は、現場または補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を統括管理しなければならない。</p> <p>(1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、直ちに処置すること</p>	<p><b>第5節 安全衛生管理</b></p> <p><b>1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者</b></p> <p>1 受注者は、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項により、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を配置した場合には、「<b>総括安全衛生監理者</b>等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理者」という。)をあらかじめ定め、前項の<b>「総括安全衛生管理</b>者等選定通知書」により提出しなければならない。</p> <p>4 前項により配置する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2の第11項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>5 受注者は、第1項及び第3項の総括安全衛生監理者等を変更したときは、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第1項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第3項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1)総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</p> <p>(2)統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第15条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)</p> <p>(3)元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>(4)元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>7 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1) 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5) 毎月1回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し、「施工計画書」のとおり工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。</p> <p>(6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。</p> <p>(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>8 統括安全衛生責任者は、現場または補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を統括管理しなければならない。</p> <p>(1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、直ちに処置すること</p>	<p>・記述の整理</p>	<p><b>変更</b></p>
---	--	---------------	------------------

<p>(2) 災害及び事故が発生したときまたは発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは労働者等を工事現場周辺から退去させて、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>9 元方安全衛生管理者は、現場または補修基地に専属のものとし、労働安全衛生法第 15 条の 2 及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置しなければならない。また、労働安全衛生法第 29 条に基づき実施した指導、指示の記録を整備し、これを整理・保管し、現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。</p> <p>10 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。なお、この場合、代理を務める期間にあっては現場または補修基地に専属の者でなければならない。</p> <p>11 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第 30 条第 2 項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者（原則として統括安全衛生責任者）を指名し通知するものとする。</p> <p>12 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>(2) 災害及び事故が発生したときまたは発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは労働者等を工事現場周辺から退去させて、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>9 元方安全衛生管理者は、現場または補修基地に専属のものとし、労働安全衛生法第 15 条の 2 及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置しなければならない。また、労働安全衛生法第 29 条に基づき実施した指導、指示の記録を整備し、これを整理・保管し、現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。</p> <p>10 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。なお、この場合、代理を務める期間にあっては現場または補修基地に専属の者でなければならない。</p> <p>11 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第 30 条第 2 項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者（原則として統括安全衛生責任者）を指名し通知するものとする。</p> <p>12 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	
--	--	--

新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>1.5.6 爆発及び火災の防止</b></p> <p>1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発物の防止の措置を講じておかなければならない。</p> <p>2 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち「使用計画書」を提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、危険物および指定可燃物（以下「危険物等」という）を用いた作業を行う場合は、保管場所、実際使用する数量、使用期間、使用方法の明記を行い、施工に先立ち「作業計画書」を提出しなければならない。また、保管場所毎に危険物等チェックシートを作成し、入荷毎に監督職員に報告しなければならない。</p> <p>4 受注者は、伐採除根、掘削等により発生した雑木、草等を<b>原則として</b>野焼きしてはならない。</p> <p>5 受注者は、喫煙の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>6 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p>7 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。</p> <p>8 受注者は、工事のために火気を使用する必要があるときは、あらかじめ所轄の消防署及び施設の管理者に火気の使用に関して必要な手続を行うとともに、その使用を工事に直接必要な限度にとどめ、消火器等を常備し、防火に留意しなければならない。</p>	<p><b>1.5.6 爆発及び火災の防止</b></p> <p>1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発物の防止の措置を講じておかなければならない。</p> <p>2 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち「使用計画書」を提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、危険物および指定可燃物（以下「危険物等」という）を用いた作業を行う場合は、保管場所、実際使用する数量、使用期間、使用方法の明記を行い、施工に先立ち「作業計画書」を提出しなければならない。また、保管場所毎に危険物等チェックシートを作成し、入荷毎に監督職員に報告しなければならない。</p> <p>4 受注者は、伐採除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。<del>ただし、軽微なものを野焼きする場合は、関係官公署と打合せを行い、監督職員の承諾を得て処理するものとする。</del></p> <p>5 受注者は、喫煙の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>6 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p>7 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。</p> <p>8 受注者は、工事のために火気を使用する必要があるときは、あらかじめ所轄の消防署及び施設の管理者に火気の使用に関して必要な手続を行うとともに、その使用を工事に直接必要な限度にとどめ、消火器等を常備し、防火に留意しなければならない。</p>	<p>・野焼きの原則禁止</p>	<p>(略)</p> <p><b>変更</b></p>
			<p>(略)</p>
<p><b><u>1.5.8 架空線等上空施設</u></b></p> <p><u>1 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行わなければならない。また、監督職員に調査結果の提示を求められた際は、これに従わなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、工事現場において高所作業車等を使用する作業が電力会社送電線の近接作業となる施工にあたっては、当社が電力会社に対し行った事前協議を踏まえて、施工計画書及び作業計画書を作成しなければならない。また、施工にあたっては、電力会社より承認を得た施工手順により施工を行わなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、架空線等上空施設に損害を与えた場合は、直ちに報告するとともに、関係機関に連絡をとり、補修しなければならない。</u></p>		<p>・架空線等上空施設の安全管理を追加</p>	<p><b>追加</b></p>
			<p>(略)</p>

新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>1.5.9 防災対策</b></p> <p>受注者は、工事の施工に当たり、<u>大雨</u>、<u>大雪</u>、出水、強風、<u>台風</u>等に対しては、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための資機材等の準備をする等、防災体制を確立しておかなければならない。</p> <p><u>また、大雨、大雪、出水、強風、台風等の際には、工事現場の状況に応じ、監督職員の指示により初期点検及び詳細点検を行うとともに、その結果を報告しなければならない。</u></p>	<p><b>1.5.8 防災対策</b></p> <p>受注者は、工事の施工に当たり、<u>豪雨</u>、<u>豪雪</u>、出水、強風等に対しては、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための資機材等の準備をする等、防災体制を確立しておかなければならない。</p>	<p>・記述の整理</p>	<p><u>変更</u></p>
			<p>(略)</p>
<p><b>1.5.10 地震防災及び震災対策</b></p> <p>1 防災対策</p> <p>受注者は、工事の施工に当たり、自らの責任と費用により、次の各号に基づき、地震災害に対する措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 地震発生に備えて、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき、防災体制を確立しておかなければならない。なお、情報収集・伝達及び点検要員の配備に関しては、複数の手段を講じて置かなければならない。</p> <p>(2) 地震が発生したときは、「地震時保全業務実施要領」に基づき、直ちに初期点検または詳細点検を行うとともに、その結果を報告しなければならない。</p> <p>2 受注者は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに工事を中止し、次に掲げる事項について措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 工事中の構造物、仮設構造物、建設機械器具等が他に被害を及ぼさない保全措置を講ずること。</p> <p>(2) 現場での労力及び機材の確保に努めること。</p> <p>3 震災対策</p> <p>受注者は、地震の発生により被害が確認された場合には、次の各号に基づき対策を講じなければならない。</p> <p>(1) 被害が確認された場合には、直ちに被害の拡大を防ぐために必要な応急措置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。</p> <p>(2) 重大な被害が確認された場合には、直ちに人命の安全・緊急輸送路の確保に努めるとともに、被害の拡大及び余震等による二次災害の防止に対し必要な処置を行い、速やかに報告しなければならない。</p> <p>(3) 被害の詳細点検が必要と判断される場合には、あらかじめ監督職員の意見を聴き、その指示に従わなければならない。</p> <p>(4) 他の工事現場等からの応援要請があった場合には、可能な限りその要請に応じるよう努めなければならない。</p> <p>(5) 災害復旧に当たっては、監督職員の指示に従い、速やかに作業計画書により災害復旧計画を提出するとともに、復旧資材及び労力の確保に努めなければならない。</p>	<p><b>1.5.9 地震防災及び震災対策</b></p> <p>1 防災対策</p> <p>受注者は、工事の施工に当たり、自らの責任と費用により、次の各号に基づき、地震災害に対する措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 地震発生に備えて、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき、防災体制を確立しておかなければならない。なお、情報収集・伝達及び点検要員の配備に関しては、複数の手段を講じて置かなければならない。</p> <p>(2) 地震が発生したときは、「地震時保全業務実施要領」に基づき、直ちに初期点検または詳細点検を行うとともに、その結果を報告しなければならない。</p> <p>2 受注者は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに工事を中止し、次に掲げる事項について措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 工事中の構造物、仮設構造物、建設機械器具等が他に被害を及ぼさない保全措置を講ずること。</p> <p>(2) 現場での労力及び機材の確保に努めること。</p> <p>3 震災対策</p> <p>受注者は、地震の発生により被害が確認された場合には、次の各号に基づき対策を講じなければならない。</p> <p>(1) 被害が確認された場合には、直ちに被害の拡大を防ぐために必要な応急措置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。</p> <p>(2) 重大な被害が確認された場合には、直ちに人命の安全・緊急輸送路の確保に努めるとともに、被害の拡大及び余震等による二次災害の防止に対し必要な処置を行い、速やかに報告しなければならない。</p> <p>(3) 被害の詳細点検が必要と判断される場合には、あらかじめ監督職員の意見を聴き、その指示に従わなければならない。</p> <p>(4) 他の工事現場等からの応援要請があった場合には、可能な限りその要請に応じるよう努めなければならない。</p> <p>(5) 災害復旧に当たっては、監督職員の指示に従い、速やかに作業計画書により災害復旧計画を提出するとともに、復旧資材及び労力の確保に努めなければならない。</p>		<p><u>変更</u></p>
<p><b>1.5.11 仮設備の管理</b></p> <p>受注者は、施工に必要な電力、給水等の仮設備に第三者及び関係使用者等以外の使用者等が接触することのないよう防護するとともに、電力設備については、管理責任者を定め、十分な管理をしなければならない。</p>	<p><b>1.5.10 仮設備の管理</b></p> <p>受注者は、施工に必要な電力、給水等の仮設備に第三者及び関係使用者等以外の使用者等が接触することのないよう防護するとともに、電力設備については、管理責任者を定め、十分な管理をしなければならない。</p>		<p><u>変更</u></p>

<p><b>1.5.12 交通安全管理</b></p> <p>1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、維持補修契約書第27条によって処置するものとする。</p> <p>2 受注者は、工事車両による土砂等、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（内閣府・国土交通省令第4条、平成26年5月26日改正）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日）、道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）及び道路工事保安施設設置基準（国関整道管第65号、平成18年4月1日）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>5 受注者は、工事用道路の使用開始前に関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>6 監督職員が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、設計図書及び監督職員の指示に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。</p> <p>10 受注者は、首都高速道路上で工事を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合については監督職員の指示に従わなければならない。</p> <p>11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明記されていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>12 工事の性質上、請負者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p>13 受注者は、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックして、運転者の法令遵守及び安全管理に努め、確認の記録を整備しなければならない。な</p>	<p><b>1.5.14 交通安全管理</b></p> <p>1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、維持補修契約書第26条によって処置するものとする。</p> <p>2 受注者は、工事車両による土砂等、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（内閣府・国土交通省令第4条、平成26年5月26日改正）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日）、道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）及び道路工事保安施設設置基準（国関整道管第65号、平成18年4月1日）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>5 受注者は、工事用道路の使用開始前に関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>6 監督職員が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、設計図書及び監督職員の指示に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。</p> <p>10 受注者は、首都高速道路上で工事を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合については監督職員の指示に従わなければならない。</p> <p>11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明記されていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>12 工事の性質上、請負者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p>13 受注者は、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックして、運転者の法令遵守及び安全管理に努め、確認の記録を整備しなければならない。な</p>	<p>・契約書の改正 反映</p> <p>変更</p>
--	--	---------------------------------

お、監督職員から指示があった場合は、速やかに提示すること。

お、監督職員から指示があった場合は、速やかに提示すること。



新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>1.5.13 安全・訓練等の実施</b></p> <p>1 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達平成4年3月19日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室 平成4年4月14日）に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当り、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。<u>なお、作業員全員の参加が困難な場合は、分割して実施する事も出来る。</u></p> <p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育</p> <p>(2) 当該工事内容等の周知徹底</p> <p>(3) 土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底</p> <p>(4) 当該工事における現場組織図及び緊急時の体制の確認</p> <p>(5) 当該工事における災害対策訓練</p> <p>(6) 当該工事現場で予想される事故対策</p> <p>(7) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>2 受注者は、当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を「施工計画書」に記載しなければならない。</p> <p>3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等または工事週報等に記録し、報告しなければならない。</p>	<p><b>1.5.12 安全・訓練等の実施</b></p> <p>1 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達平成4年3月19日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室 平成4年4月14日）に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当り、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育</p> <p>(2) 当該工事内容等の周知徹底</p> <p>(3) 土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底</p> <p>(4) 当該工事における現場組織図及び緊急時の体制の確認</p> <p>(5) 当該工事における災害対策訓練</p> <p>(6) 当該工事現場で予想される事故対策</p> <p>(7) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>2 受注者は、当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を「施工計画書」に記載しなければならない。</p> <p>3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等または工事週報等に記録し、報告しなければならない。</p>	<p>・文言の修正 (国交省準拠)</p>	<p><u>変更</u></p>
<p><b>1.5.14 交通事故発生時等の協力業務</b></p> <p>工事関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇または、落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。</p> <p>(1) 非常電話、無線などによる通報</p> <p>(2) 発炎筒、旗、カラーコーン等による後続車両等への注意喚起</p> <p>(3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除</p>	<p><b>1.5.13 交通事故発生時等の協力業務</b></p> <p>工事関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇または、落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。</p> <p>(1) 非常電話、無線などによる通報</p> <p>(2) 発炎筒、旗、カラーコーン等による後続車両等への注意喚起</p> <p>(3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除</p>		<p><u>変更</u></p>
			<p>(略)</p>
<p><b>第8節 検査員等が行う検査</b></p>	<p><b>第8節 検査員等が行う検査</b></p>		
<p><b>1.8.1 一般</b></p> <p>1 検査員等は、監督職員及び受注者の臨場の上、次に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) しゅん功検査</p> <p>維持補修契約書第29条第2項の規定に基づき、施工指示書により指示されたすべての工事の完成を確認するための検査をいう。</p> <p>(2) 中間検査</p> <p>工事の契約期間の途中において、分割して検査を行うことが望ましいと総括監督員が認めたときに、その指定する部分に対して行う検査をいう。</p> <p>2 総括監督員は、前項の検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。</p>	<p><b>1.8.1 一般</b></p> <p>1 検査員等は、監督職員及び受注者の臨場の上、次に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) しゅん功検査</p> <p>維持補修契約書第<del>28</del>条第2項の規定に基づき、施工指示書により指示されたすべての工事の完成を確認するための検査をいう。</p> <p>(2) 中間検査</p> <p>工事の契約期間の途中において、分割して検査を行うことが望ましいと総括監督員が認めたときに、その指定する部分に対して行う検査をいう。</p> <p>2 総括監督員は、前項の検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。</p>	<p>・契約書の改正 反映</p>	<p><u>変更</u></p>

新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>1.8.2 しゅん功検査</b></p> <p>1 検査責任者は、維持補修契約書第 <u>29</u> 条第 2 項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の提出、測定、足場の設置等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その指示に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。</p> <p>3 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。</p> <p>4 しゅん功検査の内容 検査員等は、工事目的物を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の目的物について、出来形（形状、寸法、精度、数量）、品質及び出来栄えの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>5 立会人</p> <p>(1) 検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。</p> <p>(2) 検査員等は、検査に当たり、当該工事の受注者のほか、必要に応じ、当該維持補修工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。</p> <p>6 修補</p> <p>(1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めたときは不合格とし、受注者に対し、「修補命令書」により修補を命ずるものとする。</p> <p>(2) 検査員等は、軽微な修補については、現地において、「修補指示書」により修補を指示することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。</p> <p>(3) 検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補が必要な場合においては、現地において、口頭で修補を指示することができる。この場合、修補完了後、監督職員の確認を受けなければならない</p> <p>(4) 受注者は、(1)により、検査責任者から修補命令書により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を提出し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に提出し、検査責任者の再検査を受けなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、(2)により、検査員等から「修補指示書」により修補を指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了届」を提出し、検査員等の指示する方法により修補完了の確認を受けなければならない。</p> <p>(6) 受注者が、(5)の指示された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、維持補修契約書第 <u>33</u> 条第 2 項を適用し、工期の翌日もしくは当該修補指示書による指示の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。</p>	<p><b>1.8.2 しゅん功検査</b></p> <p>1 検査責任者は、維持補修契約書第 <del>28</del> 条第 2 項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の提出、測定、足場の設置等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その指示に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。</p> <p>3 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。</p> <p>4 しゅん功検査の内容 検査員等は、工事目的物を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の目的物について、出来形（形状、寸法、精度、数量）、品質及び出来栄えの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>5 立会人</p> <p>(1) 検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。</p> <p>(2) 検査員等は、検査に当たり、当該工事の受注者のほか、必要に応じ、当該維持補修工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。</p> <p>6 修補</p> <p>(1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めたときは不合格とし、受注者に対し、「修補命令書」により修補を命ずるものとする。</p> <p>(2) 検査員等は、軽微な修補については、現地において、「修補指示書」により修補を指示することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。</p> <p>(3) 検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補が必要な場合においては、現地において、口頭で修補を指示することができる。この場合、修補完了後、監督職員の確認を受けなければならない</p> <p>(4) 受注者は、(1)により、検査責任者から修補命令書により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を提出し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に提出し、検査責任者の再検査を受けなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、(2)により、検査員等から「修補指示書」により修補を指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了届」を提出し、検査員等の指示する方法により修補完了の確認を受けなければならない。</p> <p>(6) 受注者が、(5)の指示された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、維持補修契約書第 <del>32</del> 条第 2 項を適用し、工期の翌日もしくは当該修補指示書による指示の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。</p>	<p>・契約書の改正 反映</p>	<p><u>変更</u></p>
			(略)
<p><b>第2章 機器及び材料</b></p>	<p><b>第2章 機器及び材料</b></p>		
<p><b>第1節 一般事項</b></p>	<p><b>第1節 一般事項</b></p>		
			(略)
<p><b>2.1.4 機材の品質及び規格</b></p> <p>1 維持補修契約書第 11 条第 1 項に規定する「中等の品質」とは、電気通信機器設計資料、<u>日本産</u></p>	<p><b>2.1.4 機材の品質及び規格</b></p> <p>1 維持補修契約書第 11 条第 1 項に規定する「中等の品質」とは、電気通信機器設計資料、<del>日本王</del></p>	<p>・記述の整理</p>	<p><u>変更</u></p>

新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>業規格</b> (JIS)、電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)、日本電機工業会標準規格 (JEM)、日本照明器具工業会規格 (JIL)、日本電線工業会規格 (JCS) に適合したものまたはこれと同等以上の品質を有するものをいう。</p> <p>2 受注者は、工事に使用する機材の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	<p><b>業規格</b> (JIS)、電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)、日本電機工業会標準規格 (JEM)、日本照明器具工業会規格 (JIL)、日本電線工業会規格 (JCS) に適合したものまたはこれと同等以上の品質を有するものをいう。</p> <p>2 受注者は、工事に使用する機材の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>		
			(略)
<p><b>第5章 緊急応急対策作業</b></p>	<p><b>第5章 緊急応急対策作業</b></p>		
<p><b>第1節 一般事項</b></p>	<p><b>第1節 一般事項</b></p>		
			(略)
<p><b>5.1.5 緊急応急対策作業の終了</b></p> <p>1 受注者は、毎月の緊急応急対策作業が終了したときは、維持補修契約書第 <b>29</b> 条第 1 項に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。</p> <p>2 緊急応急対策作業の終了日とは、契約期間を通し毎月末をいい、次に掲げる事項の終了をいう。</p> <p>(1) 指示されたが緊急応急対策作業が全て終了していること。</p> <p>(2) 維持補修契約書第 <b>29</b> 条第 6 項に規定する修補が終了していること。</p> <p>(3) 緊急応急対策作業により収集された塵芥等の処理が終了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。</p> <p>イ 施工指示書（写し）</p> <p>ロ 維持補修工事書</p> <p>ハ 緊急応急対策施工計画書</p> <p>ニ 緊急応急対策作業打合せ簿</p> <p>ホ 緊急応急対策確認書（写し）、緊急応急対策出動報告確認簿（写し）</p> <p>ヘ 貸与品に関する書類</p> <p>ト その他検査に必要な書類、記録、写真等</p>	<p><b>5.1.5 緊急応急対策作業の終了</b></p> <p>1 受注者は、毎月の緊急応急対策作業が終了したときは、維持補修契約書第 <del>28</del> 条第 1 項に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。</p> <p>2 緊急応急対策作業の終了日とは、契約期間を通し毎月末をいい、次に掲げる事項の終了をいう。</p> <p>(1) 指示されたが緊急応急対策作業が全て終了していること。</p> <p>(2) 維持補修契約書第 <del>28</del> 条第 6 項に規定する修補が終了していること。</p> <p>(3) 緊急応急対策作業により収集された塵芥等の処理が終了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。</p> <p>イ 施工指示書（写し）</p> <p>ロ 維持補修工事書</p> <p>ハ 緊急応急対策施工計画書</p> <p>ニ 緊急応急対策作業打合せ簿</p> <p>ホ 緊急応急対策確認書（写し）、緊急応急対策出動報告確認簿（写し）</p> <p>ヘ 貸与品に関する書類</p> <p>ト その他検査に必要な書類、記録、写真等</p>	<p>・契約書の改正 反映</p>	<p><b>変更</b></p>
			(略)
<p><b>第6章 積雪凍結対策作業</b></p>	<p><b>第6章 積雪凍結対策作業</b></p>		
<p><b>第1節 一般事項</b></p>	<p><b>第1節 一般事項</b></p>		
			(略)

新：電気設備保全業務共通仕様書（2021年7月）	旧：電気設備保全業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>6.1.5 積雪凍結対策作業の終了</p> <p>1 受注者は、毎月の積雪凍結対策作業が終了したときは、維持補修契約書第29条第1項に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。</p> <p>2 積雪凍結対策作業の終了日とは、契約期間を通し毎月末をいい、次に掲げる事項の終了をいう。</p> <p>(1) 指示されたが積雪凍結対策作業が全て終了していること。</p> <p>(2) 維持補修契約書第29条第6項に規定する修補が終了していること。</p> <p>(3) 積雪凍結対策作業により収集された塵芥等の処理が終了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。</p> <p>イ 施工指示書（写し）</p> <p>ロ 維持補修工事書</p> <p>ハ 積雪凍結対策施工計画書</p> <p>ニ 積雪凍結対策作業打合せ簿</p> <p>ホ 緊急応急対策確認書（写し）、緊急応急対策出動報告確認簿（写し）</p> <p>ヘ 貸与品に関する書類</p> <p>ト その他検査に必要な書類、記録、写真等</p>	<p>6.1.5 積雪凍結対策作業の終了</p> <p>1 受注者は、毎月の積雪凍結対策作業が終了したときは、維持補修契約書第<del>28</del>条第1項に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。</p> <p>2 積雪凍結対策作業の終了日とは、契約期間を通し毎月末をいい、次に掲げる事項の終了をいう。</p> <p>(1) 指示されたが積雪凍結対策作業が全て終了していること。</p> <p>(2) 維持補修契約書第<del>28</del>条第6項に規定する修補が終了していること。</p> <p>(3) 積雪凍結対策作業により収集された塵芥等の処理が終了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。</p> <p>イ 施工指示書（写し）</p> <p>ロ 維持補修工事書</p> <p>ハ 積雪凍結対策施工計画書</p> <p>ニ 積雪凍結対策作業打合せ簿</p> <p>ホ 緊急応急対策確認書（写し）、緊急応急対策出動報告確認簿（写し）</p> <p>ヘ 貸与品に関する書類</p> <p>ト その他検査に必要な書類、記録、写真等</p>	<p>・契約書の改正 反映</p>	<p><u>変更</u></p>